午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長(谷重幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和5年美浜町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 古山議員、4番 松下 議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(谷重幸君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。 日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長(野田佳秀君) 報告します。

議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号)について、議案第2号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

以上です。

○議長(谷重幸君) 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

〇町長(籔内美和子君) おはようございます。

令和5年美浜町議会第3回臨時会に提出いたしました議案2件について、提案理由を申 し上げます。

議案第1号は、令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。 今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,657千円を追加し、補正後 の歳入歳出予算の総額を40億25,691千円とするものでございます。

歳入は、6ページ、国庫支出金、国庫補助金、消防費国庫補助金の追加は空き家対策総合支援事業補助金で、補助率は2分の1でございます。

繰越金2,907千円は財源調整でございます。

次に、歳出については、8ページ、民生費、社会福祉費の追加は、介護保険事務費繰出 金でございます。

農林水産業費、農業費の追加は、台風2号に伴う大雨により被害を受けた農業用ビニールハウス2棟について、和歌山県次世代野菜花き産地パワーアップ事業に新たに採択された事業に対し補助を行うものでございます。

水産業費の追加は、紀州日高漁業協同組合美浜町支所の製氷施設修繕費の補助を行うものです。

消防費の追加は、工事請負費で特定空家等解体工事でございます。対象の特定空家に対して、町は段階的に措置を講じながら相続人に対し指導し、命令書により除却措置を命じておりましたが、期限までに相続人自ら除却することがなく、今後の大雨及び台風シーズンを控える中、家屋倒壊の危険度がさらに高まっていることから、解体工事に向け町が行政代執行を実施するものでございます。

議案第2号は、令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ330千円を追加し、補正後の総額を8億76,122千円とするもので、御坊市、美浜町、日高川町の3市町で実施します御坊・日高圏域介護人材確保推進プロジェクト支援業務の委託料でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案2件について、提案理由を申し上げました。何 とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷重幸君) 日程第5 議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中村幸嗣君) 議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号) について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,657千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億25,691千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、消防費国庫補助金、災害対策費補助金1,750 千円の追加は、空き家対策総合支援事業補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

繰越金2,907千円は財源調整でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費83千円の追加は、介護保険事務費繰出金でございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費777千円の追加は、台風2号に伴う大雨により被害を受けた農業用ビニールハウス2棟について、和歌山県次世代野菜花き産地パワーアッ

プ事業に新たに採択された事業に対し補助を行うものでございます。

水産業費、水産業振興費 2 9 7 千円の追加は、紀州日高漁業協同組合美浜町支所の製氷施設のアルミ熱交換器が経年劣化による故障が発生しており、これから製氷の需要が高まる時期の製氷能力の低下は漁業者にとって痛手となるため早期の修繕が必要であり、修繕費用の補助を行うものです。

消防費、災害対策費3,500千円の追加は、工事請負費で特定空家等解体工事でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に基づき措置されている対象の特定空家に対して、町は段階的に措置を講じながら相続人に対し指導してまいりました。令和5年6月30日を措置期限として命令書により除却措置を命じておりましたが、期限までに相続人自ら除却することがなく、今後の大雨及び台風シーズンを控える中、家屋倒壊の危険度がさらに高まってきていることから、解体工事に向け町が行政代執行を実施するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 9番です。

まず、2点ほどお聞きします。2点というか、中の項目がたくさんあるのでメモをお願いしたいです。

まず、9ページの次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金、これは単純に補助率は どれぐらいなのですか。

それと、特定空家等解体工事についてです。自身の記憶においても初めての行政代執行でありますし、美浜町としてもそうだろうと、調べていないので分かりませんが、すみません、ちょっと前置きが長くなります。

今後の先例にもよくも悪くもなると思いますので、しっかり聞きたいことがあります。 まずというか、一番の聞きたいのは、なぜこのようなことをしなければならなくなったの か。また、なぜこのようなことができるのか。できるのかというのは、公権力による私権 への制限というか、侵奪があります。民法の物権にもはっきり規定されております。自由 にその所有物の使用、収益及び処分をする権利、これ所有権でありますが、これを侵害す るわけでありまして、その所有物を棄損、廃棄するというのが今回の事業でよろしいんで すよね。それもまとめてお答えいただきたい。

それについて、今回の対象者の方は、町税の滞納の有無とか、またその対象物の中にあるのかどうかも分かりませんが、動産、これに関して何も問題、もう全てクリアされているのか。使用権放棄であるとか移設、移動であるとか。

それで、ここからです。特定空家にもう指定されているわけですから、指定をされて、助言・指導、勧告、命令で今回の代執行ということだろうと思いますが、その助言・指導はどのようなものをされたのか。内容、時期です。それに対して対象者はどうだったのか。同じく勧告。助言・指導が駄目だったので勧告に至ったわけですよね。そのあたりはちゃ

んとフィードバックというか反省をされているのか。PDCAがあるのであれば、そうい うのがどうなのか。勧告もどのような勧告をされたのか。助言・指導と同じく対象者の反 応というか、対応は。

それと、住宅用地特例から除外をされたのか、ここで。それと、今回の命令、6月30日付までで除却措置を云々と。それで、現にされていない。これ、命令違反の場合は500千円までの過料の設定がありますよね。過料は科されたのか、科されないのか。そういうこともせずにいきなり代執行になるのか。

最後のこの3,500千円について、この積算根拠はどうなのか。業者の請負費か。請 負ですので、どのような選定をされるのか。それと、今後求償はされるのか、その手法に ついてです。それと、可能性は薄いでしょうけれども、求償されて回収金が発生した場合、 これは国庫への返納もあるのか。取りあえず今のところについてお願いいたします。

- ○議長(谷重幸君) 農林水産建設課長。
- **〇農林水産建設課長(大星好史君)** まず、次世代野菜花き産地パワーアップ事業の補助率についてご説明いたします。

今回の事業については、和歌山県の採択を受けた事業でございまして、事業費に対して和歌山県が3分の1の補助で、町が事業費に対して3分の1の補助、個人負担3分の1というようなことになります。

以上です。

- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

まず、なぜこのようなことをしなければならないのかというご質問でございますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法の第3条に、空家等の所有者等の責務におきまして、空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるものとするとございまして、当然、所有者等が管理しなければいけません。

今回の件に関しましては、当該空き家等の倒壊によって隣地上の建物に多大な損害が発生するおそれがありまして、所有者等に対しまして、町が法律に基づきまして特定空家の認定、助言・指導、勧告、命令を行ってまいりまして、そのことに対しまして意見がある場合は、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えますけれども、期限の6月30日までに相続人から履行されませんでした。所有者等が管理する責務を負っておりますけれども、町はこのような特定空家等の所有者の管理責任を補完し、倒壊等の危険がある空き家等の除却等の措置を取る責務を負っているため、特定空家を解体、除却しなければなりませんということになります。

それから、2点目、なぜこのようなことができるのかというようなご質問でございますけれども、これは空き家の特措法に基づきまして、必要な措置を命じた場合におきまして、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、また、履行しても十分でないとき、また、履行しても指定した期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定め

るところに従いまして自ら義務者のなすべき行為をし、または第三者をしてこれをさせる ことができるというふうにありまして、執行することができるということになってござい ます。

それから、対象物の動産の処理についてでございます。代執行前に期限を設け、家屋内の動産の搬出の引取りについて通告したいというふうに考えてございます。これは、今までも動産について処分をしてくださいというふうな通知は出させていただいていますけれども、なかなか応じていただけませんので、また改めてその内容を通告したいというふうに考えてございます。

それから、引取りがない場合、町が期間を設け、所定の場所に保管を考えてございまして、代執行後に引取りがない場合、再度、引取りについて通告をまたしたいと考えてございまして、動産の紛失により損害を生じても町はその責任に応じず処分したいというふうに考えてございます。

それから、特定空家に指定された日時は、令和3年11月4日に特定空家に町が認定を させていただいてございます。

それから、次に、助言・指導の件でございます。どのような助言・指導を行ったのかということでございますけれども、これにつきましては、令和3年度に3回、文書により除却指導を実施させていただいております。その対象者の対応はということでございますけれども、特に連絡はありませんでした。

それから、勧告についてですけれども、これも同じような、どのような勧告をしたのかということでございますけれども、令和3年度に1回、令和4年度に1回、文書により除却の勧告を行わせていただいてございます。それから、令和4年度に1回、勧告の2回目の文書を送付をさせていただいておるところでございます。対象者の対応につきましても、特段その時点では連絡がございませんでした。

それから、住宅用地特例。勧告になれば住宅用地特例から外れるというような制度がございまして、それをしたのかというようなことでございますけれども、令和5年の4月から住宅用地特例から除外をしてございます。

それから、次に、命令についてでございます。どのような命令をしたのかということでございますけれども、命ずる旨を事前に通知をし、3月31日を待っても通知した措置がなされず、意見書等の提出期限までに提出がされなかったため、期限の措置を6月30日と定めたところでございます。なお、命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項に基づきまして、500千円以下の過料に処せられますというふうな内容を明記しまして命令書を提出させていただいたところでございます。

その後、対象者の反応はということでございますけれども、通知を出した後に、3月の末に本人とコンタクトが取れまして、本人と直接お会いしまして、これまでに関する内容を説明し、期限までに除却するようお願いをしたところでございます。その後、6月30日まで2度ほどお会いして内容を説明させていただいたところなんですけれども、なかな

か難しいというような内容、返答でございました。それに基づきまして今回に至ってございます。

それから、過料についてですけれども、これにつきましては、500千円以下の罰金というふうに空家等対策の推進に関する特別措置法の第16条に明記されてございます。これにつきましては、現在、過料を請求しているのかということでございますけれども、現在のところは、そこにまでは至っていないのが現状でございます。

それから、今回、補正でお願いしています工事予算の3,500千円の根拠ということでございます。これにつきましては、空き家等では町のほうで設計書は持っていなく、老朽化が著しいことから事前に建物の中に入って間取り等を把握することもできませんので、建設業者に依頼しまして概算経費の見積りをいただいてございます。中身につきましては、仮設工事、解体工事、処分費用、諸経費一式が今回の積算根拠というふうになってございます。

それから、今後の業者の選定はというようなことでございます。これにつきましては、 本日、予算をお認めいただけた場合、入札を予定しておりまして、指名競争入札を予定し てございます。

それから、求償はというようなご質問だったかと思います。これにつきましては、行政 代執行法の第5条に、代執行に要した費用の徴収については、その納付期日を定め、義務 者に対し、文書をもって納付命令を行うというようになってございます。また、納付命令 に応じない場合につきましては、国税の滞納処分の例によりまして徴収するというふうに 法律に定めがございますので、そういうふうな形で進めていきたいというふうに考えてご ざいます。

それから、回収金の扱いということでございますけれども、回収金の一部を、回収した場合ですね、その50%を国のほうへ返納するというようなことになってございます。

以上でございます。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

〇9番(谷進介君) 1点、答弁漏れで、町税等の滞納は、過去、この方はあったんですか。

それをなぜ聞くかというのは、そもそも滞納するような方がこういうことをしても回収の見込みは当然ないのではないかということが、当初から露見というか、容易に推察できる事案であるにもかかわらずというところを、町がどれぐらい認識しているのかということをお聞きしたくて聞いているわけで、答弁願います。

それと、特定空家に令和3年11月4日、その後、助言・指導ということされて、もうそれから1年半以上はその対象物は安寧に建っているわけですよね。今、緊急性があるからなんでしょうけれども、その緊急性の証明というか、その辺の根拠というんですか、もう少しはっきりさせておくべきではないですか。でないと、今後、同様の案件についてしっかり論拠というか、最近はやりですが、エビデンスというんですか、そういうものを持

ってはっきり対応、説明等ができるのかという疑問は一般的に生じるのはもう明白なことでありますので、1年半以上普通に、被害は何か脱落とかあるか分かりませんが、除却をしなければならないほどの緊急性の説明を、もう少しというか、はっきりしていただきたい。

それと、過料について、まだされていないということですが、今後されないんですか。 この命令の実効性を担保するために過料という設定があるわけですから、そこを使わずに、 まあ命令は出されているわけでしょうけれども、何か少し言い方が悪いです。真剣味が足 らないような命令に思いますが、いかがですか。

- **〇議長(谷重幸君)** 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

まず、町税等の滞納についてでございます。これにつきましては、個々の案件でもございまして、今ここで答弁を差し控えさせていただけたらというふうに考えてございます。

それから、今回に至った緊急性と申しますか、その話でございます。これにつきましては、数年かけて、今現状、推移しているわけでございますけれども、明らかに数年前から、これもう外観ですけれども、見た目がかなり傾斜角が激しくなってまいりまして、明らかに角度が曲がってきていると申しますか、そういうふうな状況でございまして、今回に至ってございます。

それから、過料についてですけれども、これはおっしゃるとおり現状はまだできておりませんけれども、今後、裁判所等にも相談をしていけたらなというふうには思います。 以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 緊急性については、それだけおっしゃっていただいたんで、そうなんでしょう。

それ以上、私も専門的なものがあるわけじゃないのであれですけれども、では、一番というか、思うに、要はこの3,500千円、国税、国の補助金にしろ一般会計にしろ、税金、血税でありますよね。町の事業で3,500千もお金をかけて事業をして、これに対してそれが町民にどれだけ利益をもたらして、どれだけの結果というか、いわゆる利益というんですか、果実があるのか。そのあたりしっかり今の行政ではアウトカムのところも考えて事務事業をすべきというのは、もうこれは自明の理でありますので、そのあたりはっきり説明をしていただけますか。

- 〇議長(谷重幸君) 町長。
- **〇町長(籔内美和子君)** 谷議員にお答えいたします。

谷議員おっしゃることは、もうすごく理解できます。私もやはり、皆さんのやっぱり財産ですので、町の税金をかけてということに対して物すごく慎重になっておりました。けれども、やはりそれよりも周りの方の安心・安全、やはり近所の方からもかなり町のほうへも要望も来ています。周りの方もその近くを歩けないということで、ご近所の家ともう

ぴったり合って、ずっとそちらに寄り添ってきている。もう本当にこれが、大雨降ったら その家が崩れるのでは、その廃屋が崩れるよりもその方の家が崩れるのではないかという、 そういう危険性をやっぱり加味いたしまして、谷議員おっしゃることは本当に理解できる んですが、そちらを優先させていただいたということでございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** あえて言いますが、対象物の倒壊、また近隣の方への迷惑、これも あえて全て私権、私の権利というか、全て民民のお話ですよね。

確かにご迷惑でしょう。身体も危険を感じられているでしょう。そんな憎しとかそういうことで思っているんじゃないんですけれども、あくまでも私権への介入というのを、本当にまたこの案件、今後のモデルと言うたら悪いですけれども、そういうことになっていこうと思います。いくはずですし、また、今後の糧にしなきゃならないと思うので、そのあたりのことを、しっかりと町でマニュアル化というか、今回の事案を本当に一から十まで子細に当然記録はされているんでしょうけれども、そのあたり、今後同様な事案というか、あった場合についてはどのようにお考えかを、最後にもう一度だけお聞かせ願えますか。

- 〇議長(谷重幸君) 町長。
- **〇町長(籔内美和子君)** 谷議員にお答えいたします。

本当に民民のことでございます。ただ、命令を出しておりますので、命令を出した以上は、やはりこちらの責任というものが生じてきます。そういうことになりましたら、こういう危険なものは、本当に隣の家とくっついているというのが、町としても緊急性というんですか、それを鑑みまして行ったところでございます。やっぱり命令を出しているというところに私どもは重点を置きました。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **○2番(北村龍二君)** 今の谷議員にも関連するところがあるんですけれども、今後、そういう今みたいな対象物件といいますのは、数まで分からないかも分からないですけれども、やっぱりたくさんあるという理解で、今後それをまた粛々と進めていくという未来、将来の考え方というのをちょっとお聞かせ願いたいのと、それと全国的に、そして和歌山県的にはどんな感じで、例えば増えているであったり、軒数で言うたらこんなところだよというのを、大体分かれば、行政代執行に対してですね、その辺ちょっと教えてください。
- **〇議長(谷重幸君)** 防災まちづくりみらい課長。
- ○防災まちづくりみらい課長(北村卓也君) お答えいたします。

まず、当町におけます廃屋の今現状の数ですけれども、今、私どもが各地区から区長より連絡があったりしている部分がありまして、今22軒あります。それから特定空家つきつきましては、先般1軒解体していただきましたので、今現状7軒でございます。

次に、今後についてですけれども、今回初めてのケースでありまして、命令が今回初めてでございまして、ただいま勧告の部分が数軒ございますので、今後は、より危険度を注視しながらその先に行くのかどうかという判断をしたいというふうに考えてございます。

それから、和歌山県の状況でございますけれども、以前は全く進んでいなかったように 推測するんですけれども、現状は数軒、先般、県の協議会でも説明があったんですけれど も、だんだん数軒ずつ増えてきているというのが現状でございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 3番、古山議員。
- ○3番(古山経生君) 3番、古山です。

同じ質問になるんですけれども、この今回壊す家というのは、前に資料にいただいた家のことなんですよね。それで1軒、あの家で3,500千。これから美浜町も過疎化になっていくんで、多分今で22軒とかだったんですけれども、これから絶対ますます増えていくのはもう絶対確実だと思うんですけれども、そのときの、やりますと言うても、僕も話はほかで聞いたんですけれども、やっぱり町がやってくれたらうれしいわけなんです。なぜかといったら、お金の回収はできないからなんですけれども、そこのところはやっぱり回収とか強くできますかなというところがちょっと質問なんですけれども。

- 〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 古山議員にお答えいたします。

年々増えていっているというのはそのとおりでございまして、今後、こういうふうに町が、基本的には個人様の財産でございますので、ご本人が解体というのはこれ当然な話なんですけれども、それはまず第一義なんですけれども、今回、いろいろ段階を経てお願いしたにもかかわらずこういう状況でございまして、全て町が壊すというふうになれば、なかなか難しい面も今後ございまして、何とか個人様に解体していただけるようお願いはしたいなというふうに考えております。

なお、回収等につきましては、先ほど申し上げましたけれども、国税の滞納の処分の例によるということで随時進めていけたらなというふうに考えてございます。

〇議長(谷重幸君) 10番、鈴川議員。

以上です。

〇10番(鈴川基次君) ちょっと今の関連ですけれども、特定空家が、先ほどの説明では、1軒解体して、あと現在7軒残っているということで、特定空家にもいろいろケースがあると思うんです。

相続人があれば相続人と交渉して、指導、勧告、今回のように命令までいけると思うんですけれども、その7軒の中に、相続人が分からんと。うちの前も特定空家になっているんですけれども、町長もよう知っていると思うんですけれども、相続人が海外ということで、親戚なり遠縁の人は日本にいてるんやけれども、相続人が海外におって、それもはっきり分からん、そういうケース。うちの場合はそんなに、もう傾いていつこっちのほうに

倒れるか分からんのですけれども、通学路にもなっていないし、我々が気をつければ、ただ解体したらうちの土地へも、中へ解体してくれたらいいんですけれども、外側に来たらうちの屋敷に全部壊れると思うんですけれども、命に別に気をつけて通ればそんなに通行人があるわけと違うんですけれども、まあ、見守っている状態です。

今後、相続人が分からないそういう特定空家に対して、町としてはなかなかそういう対応の仕方が難しいのはよく分かっています。もうほっとくしか仕方ないという見解なのか。 今後、そういう特定空家に対して、実際その7軒のうち、そういううちのような相続人が分からんような特定空家もあるんかどうかと、今後の対応についてちょっとお願いします。

〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。

〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君) 鈴川議員にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の第14条の第10項に、相続人が分からない、 おられないというようなことがございまして、今回の行政代執行と申しますのは、14条 の第9項で行政代執行というふうに呼んでおります。第10項に関しましては、そういう 相続人がおられない場合で略式代執行というような、要は、命ずる人が確知できないとい うような方の場合に、そういう略式代執行という制度がございます。

そういうことも踏まえまして、今後、先ほども申し上げました危険度を重視しながら判断をしていけたらなというふうに考えてございます。

以上です。

申し訳ございません。

今おっしゃられました1軒以外にも数軒あるのが現状でございます、町内にはです。 以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 8番、龍神議員。
- **〇8番(龍神初美君)** 今回これで採決されたとして、今後のスケジュールはどのようになりますか。
- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 龍神議員にお答えいたします。

今後のスケジュールについてですけれども、まず、本日お認めをいただきましたら、相手方に、命令の次なので戒告をしていきたいというふうに考えてございます。それから、その後、代執行令書と申しまして、代執行しますよというような文書を出させていただきたいというふうに考えてございます。それから、工事業者の指名通知をしまして、入札、契約をしまして、代執行開始宣言及び解体工事を開始したいというような流れでございます。それから、解体工事の終了、代執行終了宣言をいたしまして、関係機関のほうへ報告をしまして、相手方に納付命令を出したいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 8番、龍神議員。
- ○8番(龍神初美君) 今お聞きしたら、かなりやっぱり段階があると思うんですけれど

も、これはあくまでも予定やから分からないかも分かりませんけれども、大体どれぐらいの期日というんか、これから台風時期にもなってきますし、もう決まったら私は、早くしないと隣近所の人、本当にもう心配で大変だと思うんです。もう決まったら早くしてほしいというのは私の気持ちなんですけれども、そういうことも踏まえながら、大体どれぐらいの月日になるか、もし分かればちょっとお願いします。

- 〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 龍神議員にお答えいたします。

スケジュールについてですけれども、8月の中旬以降ぐらいに解体を開始したいという ふうに私ども考えてございまして、最終、何とか台風シーズンの前の10月の初旬ぐらい に終われればなというふうに考えでございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 4番、松下議員。
- ○4番(松下太一君) こういった事業は、やっぱり回収するというのがものすごく大事やと思うんですよ。ちょっとしつこいようなんですけれども、この回収金、国税に倣ってするということなんですけれども、もう少し具体的に、例えば財産差押えとかのめどは立っておるのかどうかとか、もう少し詳しく教えてください。
- 〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 松下議員にお答えいたします。

まず、国税の滞納の処分の例によるということでございますけれども、国税の滞納につきましては、まず納付命令を出します。それで応じていただけない場合は督促状を出します。それに対して応じていただけない場合は催告というふうになりまして、その次に財産調査、それから差押え、それから公売等による換価というような流れになろうかというふうに思います。

それから、回収のめどはというご質問でございますけれども、今現状は、まずは解体工事を行いたいというふうな考えでございまして、回収云々ということに関しましては、納付命令を出した後に国税滞納の処分の例によるという形で、その形で進めていきたいというふうに考えておりまして、めどというのは、今現在ではちょっと答えられないのが現状でございます。

以上です。

- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〇議員 (挙手多数)

〇議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

〇かがやく長寿課長(井田時夫君) 議案第2号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補 正予算(第1号)について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ330千円を追加し、補正後の総額を8億76,122千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

県支出金、県補助金、介護保険事業費補助金247千円の追加は、補助率4分の3の補助金でございます。

繰入金、一般会計繰入金83千円の追加は、事務費繰入金でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費330千円の追加は、御坊市、美浜町、日高川町の3市町で実施します御坊・日高圏域介護人材確保推進プロジェクト支援業務の委託料でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。9番、谷進介議員。
- **〇9番**(谷進介君) 9番。

もう聞くことは1点だけでしょう。9ページの委託料です。3市町で行う何とかプロジェクト、そのプロジェクト自体どんなものをするのか。新聞とかに出ていたんだったら自分の見識のなさを痛感するわけですが、そのプロジェクト支援というか、そのプロジェクトについて、ちょっと詳細な説明をお願いしたい。

- 〇議長(谷重幸君) かがやく長寿課長。
- 〇かがやく長寿課長(井田時夫君) 谷進介議員にお答えします。

このプロジェクト支援業務についてですが、令和2年度に御坊市、日高川町、それから 美浜町という3市町でプロジェクトチームを立ち上げております。それで昨年度、令和4 年度におきましては、各事業所宛てにアンケートを実施しております。御坊・日高圏域内 にあります事業所51か所、それから、働いておられる職員さん307名の方から回答を いただきましてアンケート調査を実施しております。

それで、今年度の委託の業務内容の予定ですが、まず1点目としまして、昨年度実施しましたアンケート調査結果の概要版というのができておるんですが、それを用いまして従業者の方向けの説明会を開催する予定になっています。

それから、介護事業所の職場環境の改善、整備とかというところと、あと、ハラスメント対策に関する管理者向けの研修会、事業所の管理者の方を対象とした研修会の実施。そ

れから、介護支援専門員の資格取得支援への助言ということで、これはケアマネの資格を 受験される方を対象に助言、支援をする予定となっております。それから、多様な人材の 確保に向けて介護技術の講習会の開催も予定しております。

その他、介護人材確保に向けて、いろいろな課題となっていることに対して、委託先の 業者のほうから助言や施策等についていろいろな助言をいただくこととなっております。 以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** いろいろ話題になる職種ですので、それはそれとして、ただ、これ何で当初予算からじゃなかった、今のこの時期になったのか、その点はいかがですか。
- 〇議長(谷重幸君) かがやく長寿課長。
- **〇かがやく長寿課長(井田時夫君)** お答えします。

今年度の事業計画については、年度当初、当初予算に計上する段階ではまだ正式に決まっていなくて、それで今年度に入りまして、5月31日に第1回目のプロジェクトチーム会議が開催され、先ほど説明しました事業をやっていくということが決定したので、今回の補正でお願いするということです。

以上です。

- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第2号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年美浜町議会第3回臨時会を閉会します。

午前十時二十一分閉会

お疲れさまでした。